

別記様式第1号(第四関係)

おおだちく かつせい かけいかく
大田地区活性化計画

島根県大田市
島根県

(平成20年2月)
平成22年7月変更

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	大田地区活性化計画						
都道府県名	島根県	市町村名	大田市	地区名	大田地区	計画期間	(平成20年度～平成22年度) 平成20年度～平成24年度

目 標 :

農業機械導入、農林水産物直売所等の施設を整備することにより、地域産物の販売額77,000千円及び販売量150tの増をめざすとともに、交流人口66,000人の増をめざし、農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図る。

基盤整備を行うことにより、営農意欲を喚起し、農業後継者を定着させ、定住人口の減少に歯止めをかける(平成20年度から平成24年度の5年間の定住人口減少を4.5%以下に留める)ことにより、定住を推進するものとする。

<定住人口の推移>

平成15年度末:42,299人 → 平成19年度末:40,332人 △1,967人(△4.7%) → 平成24年度末見込み:38,518人 △1,814人(△4.5%)

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、島根県のほぼ中央に位置し、東は出雲市、西は江津市に接し、北部は日本海に面している県央の中核都市である。総面積は436.11km²で、地勢的に分類すると海岸部、市街地部、山間部に大別することができるが、その大半が中山間地域であり、高齢化の進行が著しく、集落機能の低下が懸念される集落も多く見られる。産業総生産額は、955億円、生産人口は19,500人で平成11年度以降の推移を見ると産業全体では減少傾向にある。

本地区は、「市民の幸せの増大」に向けた産業振興を基本理念として、平成18年度に「産業振興ビジョン」を策定した。その推進にあたっては、①「誇れる」おおだブランドの推進、②地域一体での「おもてなし」の充実、③核となる技術や資源を「活かした」新産業創出と産業集積、④地域や環境にやさしい未来へ「つなげる」産業の推進、⑤戦略的な企業誘致活動の推進と「攻める」体制の強化、⑥次世代を「担う」人材育成の推進の6つを柱として、地域資源のネットワークによる活発な産業づくりを目指している。

現状と課題

マネーフローの視点から本地区の課題を抽出すると、①公的依存割合が全国平均よりも20%程度高い。②石見銀山遺跡の世界遺産登録を契機とした観光産業への波及。③域外マネーの獲得と域内循環の活性化。④人づくりと経営基盤強化が挙げられる。また、⑤第一次産業従事者の減少、高齢化、後継者不足による将来の経営及び地域活力の減退。が懸念されるとともに、農林水産物をはじめとする豊富な地域資源の十分な活用につなげていない。よって、これらの課題を解消し、地域を活性化することが期待されている。

今後の展開方向等

現状と課題を踏まえ、今後の展開方向としては、①地域における産業基盤の強化により経営の安定化を図るとともに、公的依存からの脱却を図る。②石見銀山遺跡と連携して地域の魅力を発信するため、地域資源を活用した交流を進めるための交流促進施設の整備及び歴史・文化的資源を有機的に結ぶ道路や遊歩道整備等交流人口の増を図る。③来訪者及び地域住民の購買意欲を誘導するため、地産地消を基本にしたおおだのブランドづくりの取り組みや地域産物の販売増をめざした農林水産物直売所の整備する。④持続的農業推進のための機械導入及び加工処理施設の整備による生産者の生産意欲向上を促し、後継者育成をめざすような事業展開を図る中で将来へ向けての地域活性化をめざす。⑤さらに本計画と関連し、市の東部に位置する「波根東地区」では、ブランドづくりの取り組みを推進するため、機能が低下している農業用排水施設等の基盤整備を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
大田市	大田	生産機械施設(高生産性農業用機械施設)	JA石見銀山農業協同組合	有	イ	
大田市	志学	生産機械施設(高生産性農業用機械施設)	志学地区中央機械利用組合	有	イ	
大田市	大田	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	JA石見銀山農業協同組合	有	イ	
大田市	大田	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	JA石見銀山農業協同組合	有	イ	
大田市	大森	地域資源活用総合交流施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	JA石見銀山農業協同組合	有	ハ	
大田市	久手	地域資源活用総合交流施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	大田市	有	ハ	
大田市	志学	地域資源活用総合交流施設(地域資源活用交流促進施設)	大田市	有	ハ	
大田市	仙の山	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用施設)	大田市	有	ハ	
大田市	仙の山	基盤整備(土地改良施設保全)	大田市	有	イ	
大田市	波根東	基盤整備(農業用排水施設)	大田市	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務:該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項):該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項:該当なし

--

3 活性化計画の区域

大田地区(島根県大田市)	区域面積	43,611ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積43,611haのうち農地面積4,458ha、林野面積23,740haで全体の約65%を占めており、当該地域における第一次産業従事者数は2,468人で総人口40,703人に占める割合は、約6%である。		
②法第3条第2号関係： 第一次産業従事者の高齢化傾向を鑑み、活性化のためには、基盤整備、機械導入、地域資源を活用した交流施設の整備等を推進して経営の安定化を図るとともに地域活性化をめざすことによって、所得の増加、第一次産業従事者の経営意欲の向上により安定した経営の持続、将来へ向けての事業展開を図り、定住化を勧めることが必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係： 活性化計画区域内に市街化区域はない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項;該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ):該当なし

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ):該当なし

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二):該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項;該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

地域産物の販売量、販売額の変動については、JA石見銀山農協農産課提供資料を基に評価し、交流人口(観光客入込数)の変動については、市産業振興部観光振興担当調査資料を基に評価する。

定住人口の変動については、計画目標年度の翌年度において、計画主体である大田市と島根県において、計画区域の定住人口を住民基本台帳により確認し評価する。